

# 桜ヶ丘 民児協だより

第7号

2023年 5月 1日号

発行:桜ヶ丘民生委員・児童委員

## 桜ヶ丘の民生委員です

2022(令和4)年11月30日の任期満了にあたり、12月1日付けで民生委員・児童委員の一斉改選が行われました。

桜ヶ丘でも新たなメンバーを迎えての活動が始まりました。今まで活動してきた先人の積み重ねてきたものをいかし、基本に忠実に時代の変化に対応しながら、チームワークよく活動してまいります。

桜ヶ丘担当民生委員・児童委員は右記の通りです。

どうぞよろしくお願いいたします。



◇ 桜ヶ丘1丁目・5丁目北部 担当委員

関根 秀子 (090-9996-9014)

◇ 桜ヶ丘2丁目・3丁目 担当委員

矢尾 壽朗 (080-5316-1293)

◇ 桜ヶ丘4丁目・5丁目南部 担当委員

影岡 比呂子(090-5096-1236)

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密が他に漏れることはありません。

## 民生委員活動強化週間

5月12日(金)～19日(金)

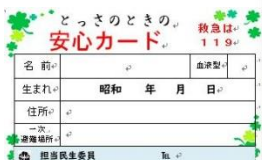
5月12日は「民生委員の日」です。

この日から1週間を「活動強化週間」として

玉川学区では、令和5年度中に80歳になられる方を対象に訪問いたします。

(昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生)

対象でない方も、ご希望の方は訪問させていただきますので、上記民生委員までお知らせください。



## 地域<sup>ほうかつ</sup>包括支援センターについて

地域包括支援センターは、高齢者に関する相談窓口です。

高齢者のみなさんが地域で安心して生活することができるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から相談・支援を行っています。

### □さまざまな相談ごと

- ・ひとり暮らしの親が心配 ・日常生活の困りごと
- ・認知症に関する相談 ・介護離職に関する相談
- ・近所の高齢者が心配

### □介護や健康づくり

- ・介護保険の申請
- ・介護予防や総合事業のサービス

### □権利を守ること

- ・お金の管理や契約のこと
- ・高齢者虐待のこと ・消費者被害のこと

玉川地域包括支援センター:077-561-8146

く さ つ し きん きゅう つう ほう      じぎょう  
**草津市緊急通報システム事業**

- ◎緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で緊急通報システム受信センターを通じて消防署や協力員へ連絡ができる機器を設置。
- ◎受信センターには看護師さんが常駐し、電話による近況確認(月1回)や 24 時間対応の健康相談もしてくれます。

対 象： 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者だけの世帯の方、昼間・夜間独居の高齢者の方

利 用 料： **無料**

利用条件： おおむね 2 名の協力員登録ができる方  
固定電話回線が用意できる方

### ①緊急通報サービス

急病など緊急を要するときに緊急ボタンを押すと相談センターにつながり、必要に応じて救急車の出動要請をしてくれます。

**緊急**

### ②健康相談サービス

相談ボタンを押すと相談センターの看護師につながり、健康に関することや、装置の使い方が 24 時間いつでも気軽に相談できます。

**相談**

### ③お元気コール

定期的に相談センターから電話連絡があり、利用者の健康状態や生活状況に変わりがないかを確認してくれます。



※一部の無線タイプの電話回線において、緊急通報が利用できない場合があります。

※NTT のアナログ回線以外の回線において、停電時に緊急通報が使用できないなどの不具合が生じる場合があります。

さいが い じ よう えん ご しゃ と う ろ く せい ど  
**災害時要援護者登録制度**

◎登録すると、住民同士の避難支援や安否確認が迅速に行えます。災害情報の判断や自力での避難が難しい人は、ぜひ登録してください。

□対象となる災害時要援護者とは？

災害時に必要な情報の把握や、安全に避難するなどの行動に支援を要する人で、家族以外の支援が必要な在宅で暮らす方を対象とします。



※ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人(いずれも75歳以上)も対象となります。

◎上記いずれも登録用紙が必要な方は、民生委員までお問合せください。(連絡先は表面に記載)